

# 「定額減税しきれないと見込まれる方」へ 調整給付金を支給します

問 税務課（千代田庁舎）

## 調整給付金とは

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の定額減税が行われます。（※1）

その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対して、減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「調整給付金」を支給します。**（※2）

（※1）定額減税についての詳細は、市ホームページまたは国税庁ホームページなどをご覧ください。

（※2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。

## ▼ 対象者・支給金額

### ● 支給対象者

所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納めていて、定額減税しきれないと見込まれる方が支給対象者です。

### ● 支給金額

#### 支給金額の具体例

【例1】一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合

⇒▶ 所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。

▶ 定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。

【例2】4人家族で、うち1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合（所得税および個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が対象）

⇒▶ 所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。

▶ 定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。

※所得税および個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

## ▼ 給付の流れ

1 対象者の方に、市から確認書が届きます。



2 給付金を受け取るには**返信**が必要です。確認書の記載内容をご確認のうえ、**必要事項を記入し、本人確認書類などと一緒に返信**ください。



3 審査の上、順次、給付金が口座へ振り込まれます。

※口座振込は、確認書を受理した日から約4週間後が目安です。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ▶



# 令和6年度低所得世帯支援給付金 および子ども加算給付金を支給します

問 社会福祉課（千代田庁舎）

## 対象となる世帯

価格高騰による負担増を踏まえ、**令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に対して、給付金を支給します。**また、それらの対象となる世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯については、加算給付金を支給します。

該当となる世帯には市から確認書が届きますので、必要事項を記入の上、ご返信ください。

※住民登録基準日：令和6年6月3日時点で本市に住民登録がある世帯。

※18歳以下の児童：平成18年4月2日から令和6年9月30日までに出生した児童。

## 対象外となる世帯

令和5年度に既に下記の給付金を受給された世帯または受給の対象であった世帯は**対象となりません**ので、ご注意ください。

- ▶ 低所得世帯支援給付金（住民税非課税世帯分）（7万円/世帯）
- ▶ 低所得世帯支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）（10万円/世帯）
- ▶ 上記給付金について未申請または受給を辞退された世帯
- ▶ 他自治体で令和5年度以降に同様の低所得世帯向け給付金の受給対象となった世帯

## 【給付額】

対象	給付額		
住民税非課税世帯 または 住民税均等割のみ課税世帯	1世帯10万円	+	18歳以下の児童 1人あたり5万円

## 【申請方法】

市から届いた確認書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒にてご返信ください。（確認書裏面に記載の二次元コード、または市ホームページから電子申請も可能）

確認書発送時期：7月下旬

申請期限：9月30日



▲市ホームページ

## 給付金を装った詐欺にご注意ください！

市町村や都道府県・国などが、「**自動現金預払機（ATM）の操作をお願いすること**」「**受給にあたり、手数料の振り込みを求めること**」「**メールを送り、URLを開いて申請手続きを求めること**」はありませんので、ご注意ください。

